

立山町放任果樹等伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号）に定めるもののほか、立山町放任果樹等伐採事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、クマによる人身被害を未然に防止するため、クマの誘因物となる管理されていない果樹等（以下「放任果樹」という。）の伐採等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第3条 補助対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）、補助率、補助対象限度額及び補助の対象となる経費は別表のとおりとする。ただし、果物生産団地等の果樹は補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、立山町放任果樹等伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 作業予定位置図
- (2) 現況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、立山町放任果樹等伐採事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業完了後速やかに、立山町放任果樹等伐採事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第4号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 作業写真（作業前・作業後）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第7条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定の上、立山町放任果樹等伐採事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、立山町放任果樹等伐採事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象団体	地域協議会及び町内会・自治会等の地縁団体とする。
補助率	補助の対象となる経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、算出された額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
補助対象限度額	補助の対象となる経費については、放任果樹 1 本あたり 15,000 円を上限とする。
補助の対象となる経費	・伐採等に係る地域住民の活動に要する役務費及び保険料 ・伐採等に必要なる消耗品 ・作業用機械等の燃料費 ・作業用機械等の借り上げ料 ・伐採等の作業を業者等に委託するための経費 ・その他町長が必要と認めるもの